

※ 地域C：地域コミュニティ

指針の主旨

平成28年度に、市内全ての20地区において地域コミュニティ交流センターを拠点とする地域コミュニティ組織が発足しました。この地域コミュニティ組織が、地域の将来の姿を思い描き、現在の状況を把握し、あるべき将来像に向かって必要な取組を進めていくために「地域コミュニティのあり方指針」を

作成しました。

この指針の作成にあたっては、協働という理念のもと、地域では市民ワークショップを5回にわたり開催し、市役所庁内では部署横断的なワーキング会議を設置し、多様な意見を収集、整理してこの指針としてとりまとめました。

地域C活動の必要性

- (1) 地域活動の維持のために
- (2) 地域課題の解決のために
- (3) 地域社会における自己実現のために

地域C組織のあり方

- (1) 合意形成を進める場として
- (2) 活動を調整する場として
- (3) だれもが参加できる場として

地域C活動のあり方

3つの方向性と3つのステップを意識して、地域の特色や資源を活かした活動を進める。

3つの方向性

3つのステップ		安心して住める地域			持続可能な地域			魅力的な地域				
ステップ1	地域を担う人づくり	健康づくりの活動	高齢者の見守活動	交通弱者の支援	交通安全の取組	防災防犯の取組	環境や景観を守る	若年世代等の育成	伝統文化の継承	交流活動	特産品づくり	移住・定住の促進
ステップ2	活躍できる場づくり											
ステップ3	つながりの仕組づくり											

協働のあり方

協働を進めるうえで大切なこと

様々な立場の人が、問題意識を共有、課題を整理し、活動を組立て、それぞれの持ち味を活かして共に取組むこと
取組を進めていくための対話に参加して、立場や特性を理解し、考えの違いも乗り越えて、それぞれが主体性をもって取組むこと

地域C組織の役割

- ①地域の現状把握やニーズ調査、情報を収集・整理すること
- ②地域住民の参画を実現するための方策を検討・実施すること
- ③地域内の各種団体間の調整
- ④活動に必要な地域の人材や資源を見つけること

行政の役割

- ①庁内横断的に、関係部署間の連絡調整や情報共有を行うこと
- ②専門部署が地域へ積極的に関与をすること
- ③より優先順位が高いものや、行政の気づかなかった地域課題への取組を施策に反映させること
- ④新たな課題を発見して地域へ伝え、将来像を一緒に考えること

行政の支援

(1) 活動拠点の確保

地域C活動の拠点として、地域C交流センター（以下、「交流センター」という。）を各地域に1施設ずつ確保します。

(2) 活動経費の支援

- 交付先 各地域C組織
- 対象 地域住民の理解を得た活動
- 交付額 10年計画期間中は1,000万円/10年度
 - ①単年度上限300万円
 - ②10年計画は最大3年度まで延長可
 - ③市政策枠として22万円/年度上乗せ
 10年計画終了後は50万円/年度組織運営費を人口に沿って交付

(3) センター長、地域マネジャーの配置と役割

- 【センター長、地域マネジャーの役割】
- ①交流センターの貸館業務
 - ②交流センターの施設・備品管理
 - ③行政等と地域C組織との連絡・調整
 - ④地域C活動全体のコーディネート

(4) 研修会、情報共有会等の実施

市内の地域C組織や、行政をはじめとする関係機関が、ともに学んだり、情報交換・意見交換する機会を設定します。

(5) 行政職員の人的支援

それぞれの担当部署の行政職員が各部署に集まる情報や蓄積されたスキルを用いて支援にあたります。

市民ワークショップでの意見収集

- ◆目的
地域コミュニティ活動に実際に関わっている方や、興味関心を持っている方の意見を指針に盛り込むために実施しました。また、ワークショップを通して、改めて地域づくりを、みんなで考える機会としました。
- ◆経過
 - 第1回
テーマ：地域の今と未来を話そう
日時：平成30年7月26日（木）
参加数：12人
 - 第2回
テーマ：みんなが協力しやすい組織は
日時：平成30年8月26日（日）
参加数：9人
 - 第3回
テーマ：住み続けられる地域であるために
日時：平成30年8月30日（木）
参加数：24人
 - 第4回
テーマ：地域をもっと元気にするために
日時：平成30年9月27日（木）
参加数：20人
 - 第5回
テーマ：地域と行政の協働を考える
日時：平成30年10月24日（木）
参加数：13人



庁内検討委員会のワーキング会議

- ◆目的
 - ①各担当課と地域コミュニティ組織との協働のあり方をそれぞれの立場で考える。
 - ②地域コミュニティ組織の体制や計画を知り、各部署の進める施策に反映させる。
- ◆構成
政策企画課／総務課／財政課／健康医療対策課
市民生活課／農林水産課／社会教育課
人権啓発センター
- ◆協議した主な内容
 - ①地域コミュニティのあり方指針の案
 - ②新たな交付金
 - ③交付金の使途マニュアル
 - ④その他 地域コミュニティとの協働や支援
- ◆経過
 - 第1回 平成30年 8月 2日（木）
 - 第2回 平成30年 9月25日（火）
 - 第3回 平成30年10月30日（火）
 - 第4回 平成30年11月26日（月）
 - 第5回 平成30年12月26日（水）
 - 第6回 平成31年 1月30日（水）

本文

はじめに

- I. 指針の主旨
- II. なぜ、地域コミュニティ活動が必要か
 - (1) 地域生活の維持のために
 - (2) 地域課題の解決のために
 - (3) 地域社会における自己実現のために
- III. 地域コミュニティ組織のあり方
 - (1) 地域の合意形成を進める場として
 - (2) 地域の活動を調整する場として
 - (3) 地域のだれもが参加できる場として
 ポイント① 地域コミュニティ組織における合意形成のながれ
- IV. 地域コミュニティ活動のあり方
 - (1) 地域の将来を見据えた活動
【3つの方向性】
 - (2) 取組のステップを意識した活動
【3つのステップ】
 - (3) 地域の特色や資源を活かした活動
 ポイント② 地域の将来像の設定と3つの方向性
 ポイント③ 取組の3つのステップと進め方
 ポイント④ 政策課題と地域課題をふまえた地域づくり計画
 ポイント⑤ 地域づくりの方向性とステップをふまえた活動例
- V. 地域コミュニティ活動における協働のあり方
 - (1) 協働を進めるうえで大切なこと
 - (2) 地域コミュニティ組織の役割
 - (3) 行政の役割
 ポイント⑥ 協働の進め方と協働の形態
- VI. 地域コミュニティ活動に対する支援
 - (1) 活動拠点の確保
 - (2) 活動経費の支援
 - (3) センター長と地域マネージャーの配置と役割
 - (4) 研修会・情報交換会の実施
 - (5) 行政職員の人的支援

資料編

- 1 推進指針取りまとめまでの経過
 - (1) 市民ワークショップの開催
 - (2) 庁内検討委員会の開催
- 2 交付金の使い方マニュアル
 - (1) 交付金の概要
 - (2) 対象となる経費の考え方
 - (3) 交付金使途の前提
 - (4) 領収書の取り扱い
 - (5) 交付申請から実績報告までののながれ
 - (6) 交付金の対象経費
 - (7) 交付金の使い方Q&A
- 3 各担当部署による支援内容
支援概要一覧
- 4 地域コミュニティ活動事例
事例①嘉久志地区～住み慣れた地域で安心して暮らすために～
事例②郷田地区～小学4年生対象の通学宿舎～
事例③敬川地区～仲間と取り組む有機農業～
事例④川越地区～防災勉強会と避難行動訓練～
事例⑤波子地区～みんなで学ぶ人権講座～
事例⑥波積地区～サロン「はしまのぼ」～
- 5 合意形成を進めるための事務様式集
活動までの合意形成のための様式について
様式①会議計画書
様式②会議結果報告書
様式③事業企画書
様式④事業実施要項
様式⑤事業実施報告書
様式⑥視察・研修参加報告書
- 6 年間の取組と事務スケジュール